

集

病院経営者の羅針盤

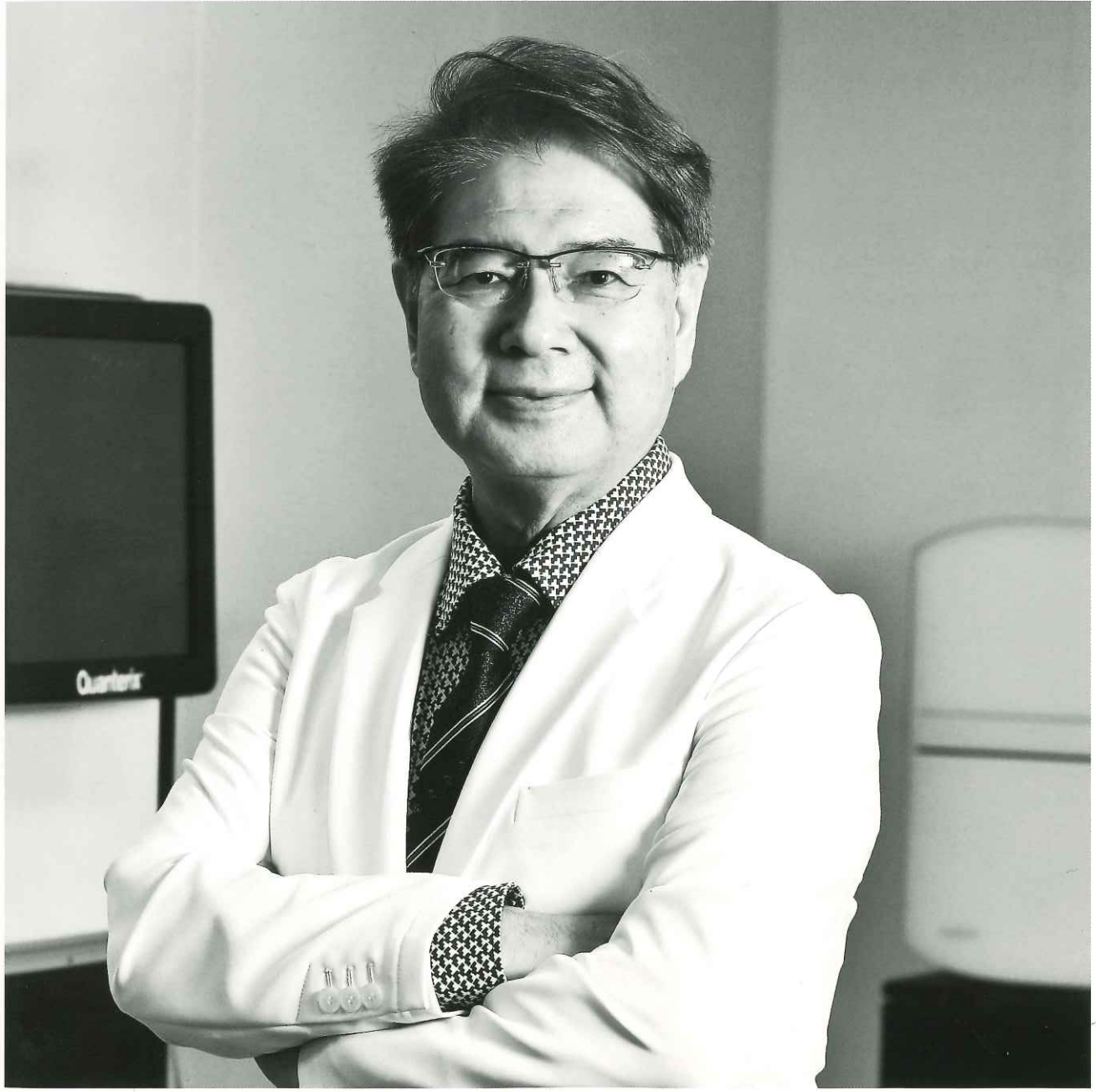
2024 JAN 1

中

東京医科大学 医学総合研究所 未来医療研究センター 分子細胞治療研究部門 特任教授

「エクソソーム」が医療を変える

落谷 孝広





アートメイクについての厚労省通知の不可解さ

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院 病院長 **細川 互**

日本においては2000年以上の間、刺青が行われて来た。魏志倭人伝には、倭人の男がおとな子供に拘わらず顔と体に刺青をしている、と記述されている。

刺青はその後時代により流行ったり廃れたりしながら続いていたが、江戸時代には、鳶(とび)、火消、飛脚などの職に就くものたちは、刺青を入れるのが普通のことであった。しかも江戸時代には刺青に芸術性が加わり、日本文化の一角をなすと言っても良い状況になっていた。

しかし明治政府は刺青について野蛮な未開性を示すものと見なし、法的な規制を加えた。ただ、訪日した外国人たちの中には刺青を愛でる人々もあり、大英帝国のジョージ5世やロシアのニコライ2世は日本で刺青を入れたという。1948(昭和23)年に日本政府は刺青の規制を解いたが、1872(明治5)年からの長年の規制により日本では刺青にアウトローな印象が根付いてしまった。一方、現代の欧米においては男女を問わず少なからざる人たちが刺青をファッションとしてとらえている。

厚生労働省の一方向的な通知

2014年に日本で行われた無作為調査によると、20代から60代までの男女計1000名のうちで16人が刺青を入れていたという。人口の10~25%にも達するという海外での刺青施術率と比べればまだ低率だが、日本でも刺青がファッションレベルで定着し始めたと文化人類学者の山本芳美は見ている¹⁾。また、日本の彫り師に対する海外からの評価は高く、今後は外貨獲得の産業としても刺青には将来性が感じられる。

ところがそのような時勢の中で、厚労省医政局は23年7月3日付で「医師免許を有しない者によるい

わゆるアートメイクの取扱いについて」と題する医事課長通知を発出したのである。その内容は以下の通りである。

今般、令和2年9月16日最高裁判所決定(平成30年(あ)1790号医師法違反被告事件)において、当該決定におけるタトゥー施術行為は医行為でないと判示されたことを踏まえ、厚生労働科学特別研究事業として、従来の医師法(昭和23年法律第201号)第17条に関する学説・判例等の概要を整理し、また、当該決定の内容を検討した上で、今後の同条の運用のあり方について検討を行った。

検討においては、当該決定におけるタトゥー施術行為が医行為でないと判示された根拠事情のうち、最も重要かつ本質的な点は、「タトゥーは、歴史的に、長年にわたり医師免許を有しない彫り師が行ってきた実情があることである」と示された上で、「すなわち、タトゥーの担い手は歴史的に医療の外に置かれてきたものであり、そのこと自体が、タトゥーの社会的な位置づけを示すものとして理解されうる」と示された。

また、アートメイクについては、医療の一環として医師・看護師等の医療従事者が関与している実態があり、「一定の侵襲性が認められることや、医療従事者による安全性水準の確保がきわめて重要と考えられること」から、医行為該当性が肯定できるものと考えられると示された。

アートメイクは「医療」か

私は1980年から40年間以上も形成外科医療に携わってきており、世界初の新しい刺青除去治療についての英文論文²⁾もあるなど、刺青については専門家である。ちなみにアートメイクとは「眉や瞼縁に行う刺青」

のことであるが、これは少なくとも何十年も前から非医師によって行われており、アートメイクが医療の一環として行われていたという厚労省の認識には誤りがある。

例えば反社会的暴力集団に所属するものたちの中には、背中や肩の装飾的刺青のみならず、強さや男らしさを示すために眉毛部の刺青をしているものも少なくなかった。また女性のアートメイクについても、初期段階で行われた刺青行為が医療として行われたなどという認識は明らかな誤りである。そして今も殆どのアートメイクは非医師の施術によるものであろう。

撤回すべきは厚労省の誤った認識、そして通知

2001年に「針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為は医師免許を有しないものが業として行ってはならない」という厚労省から発出された行政通知は、20年に最高裁において否定された。当然である。世界のどこの国のいつの時代に彫り師に医師免許の所持を求めるようなことがあったのか。

しかしこの通知をもとに、警察、検察は医師免許を持たない彫り師を刑事訴追したのである。これは、警察、検察の愚行であるが、その原因を作ったのは厚労省である。彫り師が刑事裁判にかけられ、原審、控訴審、上告審まで法廷で争わなければならない羽目に陥ったのは、安易に出されたこの厚労省行政通知に端を発したものであった。

最高裁決定により見解を否定されて当然反省すべき立場の厚労省であるが、今回の医事課長通知の発出を見ると、全く反省はしていないようである。刺青施術行為に医師免許はいらないという最高裁決定を受け入れたうえで、なおもまだアートメイクには医師免許を要するという本通知を出したのである。

これによって生じる不合理性を示そう。以下の3つの刺青を思い浮かべて頂きたい。

- ① 背中や肩、太ももなどに刺青を行う。
- ② 側頸部、頬、額やスキンヘッドなど顔面頭頸部に刺青を行う。
- ③ 眉や瞼縁に刺青を行う。



このうちで①は最高裁決定により医師免許を要しないことが決まっている。一方③は23年の厚労省通知で医師免許を要するとした。では②は医師免許を要するのか要しないのか、要するとすればその理由は何か? もしも①と同様に②が医師免許を要しないとすれば②と③の間に医師免許を要するか否かの境が存在することになる。眉に刺青を入れるには医師免許を要するが、額に入れるには要しないという理由を厚労省は示さなければならない。

厚労省はこの通知を出すときに当然上記のような事例は検討したのであろう。そのようなことも検討せず人を犯罪者に仕立て上げる通知を出しているのではまさかならう。実にあいまいなところに境界を引くことによって、医師法違反という刑事罰を科されかねないという重大な結果を招くのである。そのことを厚労省は認識しているのだろうか?

罪刑法定主義をとる日本において、厚労省の行政官が法律を恣意的に解釈し犯罪を作り上げることは許されない。しかし、警察、検察にも前科があるから、この通知を盾にまた、医師法違反容疑で眉に刺青をする彫り師を起訴する再犯を犯すかもしれない。そのようなことが起こる前に厚労省は今回の通知を直ちに撤回すべきである。

名裁判官の誉れ高い遠山の金さんこと遠山金四郎(景元)から、桜吹雪を見せられながら処断されることのないよう期待する。

参考

- 1) 山本芳美『日本の入れ墨、その歴史』
<https://www.nippon.com/ja/views/b06701/?pnun=2>
- 2) Ko Hosokawa, +3authors 『Treatment of tattoos with pure epidermal sheet grafting』 Annals of Plastic Surgery 24(1):53-60,1990

※「特別寄稿◎Doctor's Opinion」へのご寄稿をお待ちしております。